

岡山県介護保険制度推進委員会

＜第 8 期介護保険事業支援計画策定について＞

令和 2 年 5 月 1 5 日（金）

岡山県保健福祉部長寿社会課

資 料 目 次

第 8 期岡山県介護保険事業支援計画の策定について	3
---------------------------	---

第 8 期介護保険事業（支援）計画の策定に向けて

（令和元年度 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料）

※中止された会議での配布予定資料（3月10日開催予定であったもの）

本文	6
----	---

参考資料 3 基本指針について（抄）	12
--------------------	----

第8期岡山県介護保険事業支援計画の策定について

1 計画の概要

- (1) 介護保険事業支援計画は、3年を一期とする、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画である。
- (2) 介護保険法第116条に基づき国が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、市町村は介護保険事業計画を、都道府県は介護保険事業支援計画を策定する。
- (3) 都道府県の介護保険事業支援計画は、広域的な調整を行う都道府県の役割等を踏まえ、達成しようとする目的及び市町村への支援内容等を明確にした計画とすることが重要とされている。
- (4) 本県においては、平成12（2000）年3月に「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」を策定し、その後、3年ごとに策定している。

2 計画の性格

- (1) 介護保険法第118条に基づき都道府県が策定する計画
- (2) 市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画
- (3) 老人福祉法第20条の9に規定する老人福祉計画と一体のものとして、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」として策定する計画
- (4) 県政の総合的な計画である「新晴れの国おかやま生き生きプラン」の基本方針等に沿って策定する本県における高齢者施策推進の基本となる計画
- (5) 「岡山県保健医療計画」及び「医療介護総合確保促進法に基づく岡山県計画」との整合性の確保が図られたものとして策定する計画
- (6) 「岡山県地域福祉支援計画」、「岡山県障害福祉計画」、「岡山県医療費適正化計画」、「健康おかやま21」及び「岡山県住生活基本計画」等、要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定める計画と調和が保たれたものとして策定する計画

3 計画策定の趣旨

これまでの計画の基本理念を継承しつつ、このたびの介護保険制度の見直しやこれまでの取組の状況を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指し、必要な保健医療サービスと福祉サービスを計画的に整備するため、計画を策定する。

4 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間

5 計画の内容

(1) 老人福祉圏域の設定

介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域を定める。第7期計画まで、岡山県保健医療計画に定める二次保健医療圏と一致させている。

(2) 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

市町村が介護保険事業計画策定のために推計した見込み等を基に、介護保険施設等の種類ごとの必要入所（利用）定員総数及び介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める。

(3) 自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標

市町村が行う自立支援等の取組への支援に関して取組及び目標を定める。

(4) 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項

在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等について、支援に関する事項を定める。

(5) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項

(6) その他

国が定める基本指針に即して策定する。

6 記載を充実する事項（案）

次の事項等に関して記載を充実させることについて、社会保障審議会介護保険部会において議論されている。

（１）令和７年・令和22年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

いわゆる団塊世代が75歳以上となる令和７年、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要を踏まえ、中長期的な視野に立って、第８期計画の位置づけを明らかにし、具体的な取組内容やその目標を計画に位置づける。

（２）地域共生社会の実現

（３）介護予防・健康づくり施策の充実・推進

（４）認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

（５）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

7 計画作成の方法

市町村との連携を図りながら、策定する。

岡山県介護保険制度推進委員会で検討を行った上で、策定する。

また、「おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）」で募集する県民からの意見を反映させて、策定する。

8 計画策定のスケジュール（案）

令和２年５月	○介護保険制度推進委員会
８月	・市町村との調整（施策のポイントの調整）
９月	○介護保険制度推進委員会（計画骨子案） ・市町村との調整 （介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みの調整）
11月	○介護保険制度推進委員会（計画素案） ・市町村からの意見聴取
12月	・計画素案の決定 ・パブリックコメントの実施 ・関係団体からの意見聴取
令和３年２月	○介護保険制度推進委員会（計画案）
３月	・計画の策定

2. 第8期介護保険事業（支援）計画の策定に向けて

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）は、本年2月21日開催の社会保障審議会介護保険部会においてご議論いただいたところである。

6・7月頃に開催予定の社会保障審議会介護保険部会においては、今回の同部会での議論（後日、議事録をホームページに掲載）を踏まえた基本指針の本文案を諮る予定であるが、都道府県及び市町村におかれては、当面、以下の内容を参考に、同部会での議論にも留意しながら、第8期介護保険事業（支援）計画（以下「第8期計画」という。）作成に向けた準備に遺漏なきようお願いする。

（1）基本指針の見直しにあたっての基本的な考え方

① 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025（令和7）年、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年に向けて、大都市やその周辺都市、地方都市、中山間地域等、地域によって高齢化の状況及びそれに伴う介護需要も異なってくるのが想定される。

このような状況を視野に入れ、2025（令和7）年度及び2040（令和22）年度の地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要を踏まえ、中長期的な視野に立って、関係者との議論のもと、2025（令和7）年及び2040（令和22）年を見据えた第8期計画の位置づけを明らかにし、第8期計画において、具体的な取組内容やその目標を計画に位置づけることが必要である。

詳細に言えば、[参考資料3](#)のスライド8（2025年・2040年を見据えたサービス基盤の整備について）にあるように、各市町村においては、介護需要の大きな傾向を把握し、その上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案して第8期計画を作成することが重要であり、介護需要が成熟化する保険者であっても、介護需要の見込に合わせて過不足ないサービス基盤の整備や、広域型施設である介護保険施設、地域密着型サービスを組み合わせ、周辺保険者の介護需要を踏まえ都道府県等とも連携して広域的な整備を進めることが必要である。

なお、基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を踏まえる必要があることについては、第7期介護保険事業（支援）計画（以下「第7期計画」という。）に引き続き、第8期計画においても同様である。

② 地域共生社会の実現

地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現にあたっては、その理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取り組みが重要である。

③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにすることは、介護保険制度の重要な目的である。

こうした中、高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要である。その前提として、介護保険制度としても、特に介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが求められる。

その際、一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクルに沿った推進にあたってデータの利活用を進めることやそのための環境整備」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」を行うこと、総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を作成すること、保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進、在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化等を図ること、要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標設定等が重要である。

④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の定員数は大きく増加し、多様な介護需要の受け皿としての役割を担っている。高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組として、「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような住宅も増えており、また、生活面で困難を抱える高齢者が多いことから、住まいと生活支援を一体的に提供する取組も進められている。

こうした状況を踏まえ、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切にサービス基盤整備を進めるため、国会提出中の法案に、都道府県が住宅型有料老人ホームの届出に関する情報を市町村へ通知することとする規定が盛り込まれたところ。この法案が成立した際には、こうした取組の実施により都道府県・市町村間の情報連携を強化することが必要である。

また、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の整備状況も踏まえながら介護保険事業（支援）計画を作成し、サービス基盤整備を適切に進めていくことが必要である。

⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱に基づいて施策が推進されている。

なお、「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、

また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味とされており、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味とされている。誤った受け止めによって新たな偏見や誤解が生じないように、「共生」を基盤としながら取組を進める等の配慮が必要である。

また、教育等他の分野とも連携して取組を進めることが重要である。

⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

現状の介護人材不足に加え、2025（令和7）年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となる。

このため、各市町村・都道府県において、介護人材の確保について、介護保険事業（支援）計画に取組方針等を記載し、これに基づき計画的に進めるとともに、都道府県と市町村とが連携しながら進めることが必要である。

これに加えて、総合事業等の担い手を確保する取組みや、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ICT の活用の推進等による業務の効率化の取組みを強化することが重要である。

（2）第8期計画の作成プロセスと支援ツール

① 第7期計画のPDCAを踏まえた第8期計画の作成

第7期計画から、自立支援・重度化防止等の「取組と目標」の記載が必須となり、毎年度実績を考察して自己評価していただいている。また、第7期計画の作成において、多くの自治体では在宅介護実態調査等を踏まえ、家族の負担を軽減し介護離職を防止することに資するサービス提供体制の構築を目指してサービス量を見込むとともに、毎年度、それらサービスの実績値と計画値との乖離状況とその要因について考察いただくなど、PDCA サイクルを適切に回しながら、事業に取り組んでいただいているところである。

第8期計画の作成にあたっては、まずは、第7期計画の進捗管理（PDCA サイクル）において把握された地域の課題や解決方法を踏まえながら、必要に応じて実態把握の調査・ヒアリングを実施し、これらを関係者と議論し、認識を共有しながら考察し、第8期計画に反映することが求められる。

なお、議論の際には、各地域で7期計画を作成するときにどのような地域にすることを目指し（ビジョン、大目標）、そのために具体的な目標としてどのようなものを掲げ、第7期にどこまで進んだかを振り返り、第8期に向けて、あらためて、どのような地域にすることを目指すのか等を関係者で共有することが重要である。

加えて、第8期計画においては、よりPDCA サイクルを回しやすくし、適切に事業を進めていく観点から、取組と目標について、その進捗状況をどのような指標でモニタリングするかも併せて検討し、アウトカム指標を含め、定量的な指標を設定することも重要である。

② 要介護者等の地域の実態把握と支援ツール

市町村が第8期計画を作成するにあたり、市町村が介護保険の保険者としてその能力を発揮するためには、給付実績等の要因分析、地域の高齢者の状況の把握等を行うことが重要である。それに資するよう国としても次のとおりの支援ツール等を提供しているので、これらを積極的に活用していただき、計画作成委員会等で十分に議論した上で、保険者として取り組むべき施策等を第8期計画へ反映していただきたい。

ア 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」については調査項目の見直しを行い、昨年10月に新たな調査票や実施の手引きをお示ししたところである。この調査結果を地域包括ケア「見える化」システムに登録することにより、日常生活圏域単位で視覚的に把握することが可能となるため、各市町村においては、積極的な登録をお願いする。

なお、調査結果を「見える化」システムに登録する際の入力支援エクセルは厚生労働省のホームページに掲載し、すでに都道府県を通じて各保険者に情報提供をしているところであり、調査結果を登録するための地域診断支援情報送信ソフトについては、本年3月頃を目途に提供していく予定である。

イ 在宅介護実態調査

「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労の継続」に有効な介護サービスのあり方を検討するための調査として、「在宅介護実態調査」を提案し、第7期計画作成にあたって多くの保険者で実施いただいた。第8期計画作成にあたって、調査票の修正事項等をお示ししており、また、調査結果を集計、分析し、グラフ等を作成する集計分析ソフトの提供先もお示ししているところである。調査結果を活用して計画を作成するための支援ツールとして活用いただきたい。

なお、保険者の第8期計画作成の参考となるよう、協力いただける市町村からご提供いただいた調査結果を分析し、本年8月中までに分析結果（暫定版）を提供する予定である。また、本調査への協力依頼については、別途ご連絡する予定である。

ウ 地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析

地域包括ケア「見える化」システム等を活用した、基本的な給付分析の手順や計画作成への活かし方等を記した「介護保険事業（支援）計画作成のための地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析の手引き」（厚生労働省HP：<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000169786.html>）を第7期計画作成時に提供しているところである。

手引きにも記載があるところだが、各市町村におかれては、データに基づく課題分析としてまずは認定率、受給率、受給者1人あたりの給付費（月額）に

について分析を行っていただきたい。その際には手引きの P. 46、47 を参考に地域分析・検討結果記入シートに、見える化システムから数字を転記するとともに、P. 14、15、24、25、34、35 にある各フローを参考に検討を深めた結果を記入することで、効率的・効果的に地域分析を行うことができるのでご活用いただきたい。

また、都道府県におかれては、地域包括ケア「見える化」システム等から抽出するデータの提供や地域分析・検討結果記入シートの提供等、市町村が地域分析を行うにあたって必要となる支援を実施いただき、各市町村において地域分析が確実に実施されるようお願いする。

③ 都道府県における市町村支援

都道府県においては、**参考資料 3**のスライド 2（基本指針について）に記載のスケジュールに沿って市町村支援を確実に実施いただきたい。

まずは、今般お示しした内容や法案の審議状況を踏まえ開催予定の全国課長会議でお示しする内容を連絡会議等で市町村へ情報提供いただくようお願いする。

次に、介護療養病床の設置期限が 2023（令和 5）年度末であることを踏まえ、令和 2 年度当初に介護療養病床・医療療養病床の転換意向調査を実施し、結果を市町村に情報提供いただきたい。なお、調査の実施にあたっては、介護保険計画課から各都道府県に対し、本年 4 月に事務連絡を発出する予定である。

さらに、適切にサービス基盤整備を見込む観点から、有料老人ホーム等の定員と供与されている介護等の内容等を各市町村に情報提供し、加えて、サービス基盤整備にあたって市町村と意見を交換し、老人福祉圏域を単位として広域的に調整を図っていただくようお願いする。

これらのほか、アドバイザー派遣等の支援については、これまでも適宜実施いただいているところであるが、保険者の取組の底上げのため、各市町村の保険者機能強化推進交付金の評価結果等も参考にしつつ、支援を希望する市町村はもとより、支援が必要と考えられる市町村に対してはプッシュ型支援、伴走型支援についても取り組んでいただくようお願いする。

（3）今後の予定等

① 地域包括ケア「見える化」システムにおける「将来推計機能」のリリース予定

本年 3 月下旬に予定している 7.0 次リリースでは、新たに担当となった方に操作に慣れていただくこと等を目的に、第 7 期計画作成の際に提供したベースの暫定版推計ツールをお示しする予定である。

本年夏頃に予定している 8.0 次リリースでは、制度改正への対応のほか、総合事業に係る推計機能、2040 年を見据えた推計機能、広域連合が構成市町村別に推計できる機能等を実装した確定版推計ツールをお示しする予定である。

また、本年秋頃には、介護人材に係る将来推計結果の情報共有機能等を実装した 8.5 次リリースを行う予定である。

② 計画作成に関する今後の予定等

国会に提出中の法案の審議状況を踏まえて、あらためて全国課長会議を開催し、基本指針案をお示しする予定である。

また、本年秋を目途に都道府県に対して、管内の市町村等の介護保険事業計画作成の進捗状況等を確認するヒアリングを、各地方厚生（支）局において実施する予定であるので、ご承知おきいただきたい。

参考資料3

社会保障審議会 介護保険部会（第90回）	資料1-1
令和2年2月21日	

基本指針について

基本指針について

現状・課題

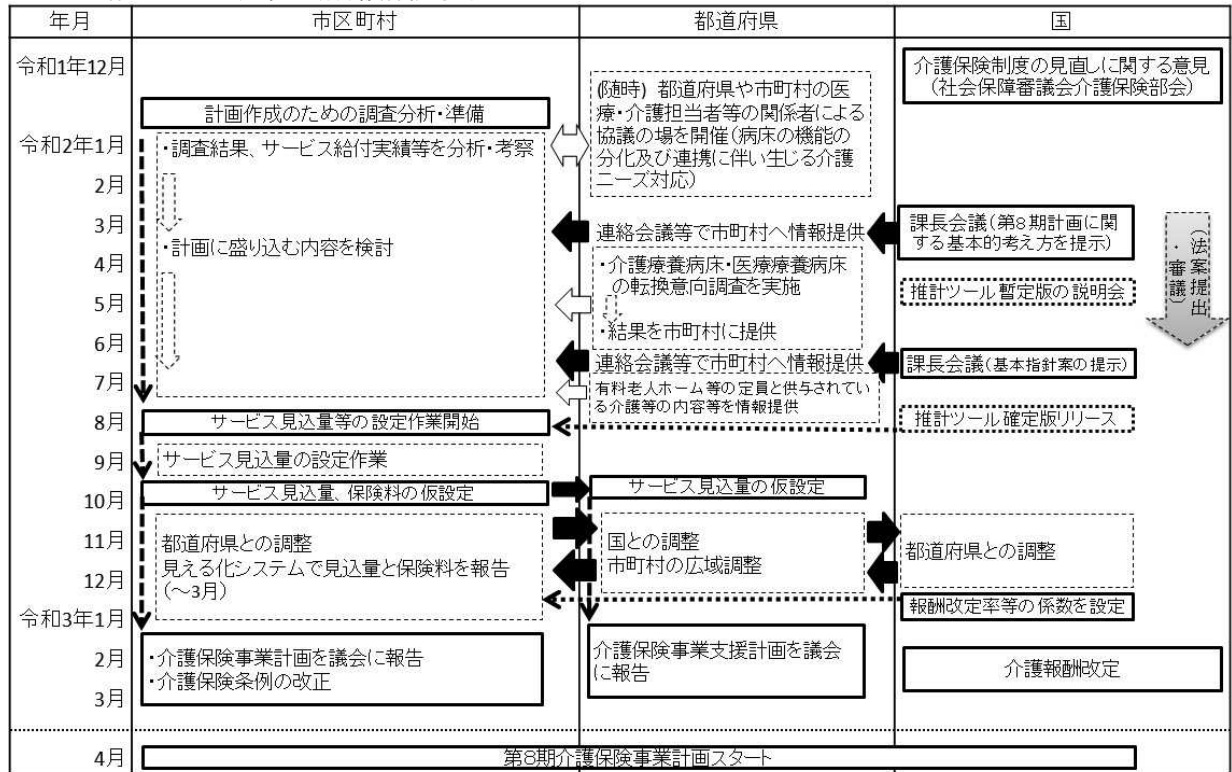
1. 第8期の基本指針の位置付け

- 介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めることとされている（現在の基本指針は平成30年3月13日厚生労働省告示第57号として告示）。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。
- 基本指針では、以下の事項について定めることとされている。
 - ・ 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
 - ・ 市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
 - ・ その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 基本指針では、第6期（平成27年度～29年度）以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置付け、2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている。
- 第8期（令和3年度～5年度）においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて第8期計画に位置付けることが求められる。

基本指針について

現状・課題

2. 現段階における、第8期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール



基本指針について

現状・課題

3. 第7期介護保険事業(支援)計画の状況

(計画の記載事項)

- 市町村が策定する第7期介護保険事業計画については、以下について記載することとされている。

【基本的記載事項】

- 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標 等

【任意的記載事項】

- 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
(在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、地域ケア会議の推進、高齢者の居住安定に係る施策との連携)
- 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策
- 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込み量の確保のための方策
- 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 介護給付等対象サービスの種類ごとの量・要する費用の額、地域支援事業の量・要する費用の額、保険料の水準に関する中長期的な推計(2025年度の推計)

基本指針について

現状・課題

- また、都道府県が策定する第7期介護保険事業支援計画については、以下について記載することとされている。

【基本的記載事項】

- ・各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- ・市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標 等

【任意的記載事項】

- ・地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項
(在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、地域ケア会議の推進、介護予防の推進、高齢者の居住安定に係る施策との連携)
- ・介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
- ・地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項
- ・介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- ・介護サービス情報の公表に関する事項 等

（基盤・サービス整備、地域支援事業の見込み）

- 第7期介護保険事業計画における介護給付等対象サービスの量の見込みは、平成29年度実績値に対して令和2年度で在宅サービスが約10%増加（特に、小規模多機能型居宅介護（約32%）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（約84%）、看護小規模多機能型居宅介護（約172%）といった地域密着型サービスの増加が大きい）、居住系サービスが約17%増加、施設サービスは約10%増加となっている。
- また、地域支援事業の量（費用）の見込みは、令和2年度が介護予防・日常生活支援総合事業費4103億円、包括的支援事業・任意事業費2296億円、合計で6399億円となっている。

4

基本指針について

現状・課題

（自立支援・重度化防止、介護給付の適正化の取組・目標）

- 第7期介護保険事業計画で新たに記載することとされた、市町村の自立支援・重度化防止の取組と目標については、例えば、①「介護予防の推進」という目標に対して、住民主体の「通いの場」の立ち上げ強化のために研修会の実施や補助金の創設を実施、また、②「自立支援型のケアマネジメントの充実」という目標に対して、専門職が参画する地域ケア会議を実施する等、各市町村において設定された取組・目標について実施されているところ。
- また、都道府県の自立支援・重度化防止の市町村支援の取組と目標については、例えば、①「介護予防及び地域リハビリテーションの推進」という目標に対して、市町村に対して地域づくりアドバイザーを派遣するなど住民主体の「通いの場」立ち上げの支援、また、②「地域ケア会議の機能向上の推進」という目標に対して、自立支援型地域ケア会議を推進するために地域ケア会議参加対象者向けに実践研修の実施による支援を行う等、各都道府県において設定された取組・目標について実施されているところ。

基本指針について

第8期計画において記載を充実する事項(案)

- 第8期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、以下について記載を充実してはどうか。
- 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備 P7～12参照
 - 2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
 - ※基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある旨は第7期から記載。
 - ※指定介護療養型医療施設の設置期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載。
 - ※第8期の保険料を見込むに当たっては直近（2020年4月サービス分以降）のデータを用いる必要がある。
 - 地域共生社会の実現 P13～15参照
 - 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載
 - 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）P16～24参照
 - 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
 - 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労活動等について記載
 - 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
 - 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。）
 - 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
 - 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
 - PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載
 - 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
 - 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
 - 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
 - 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進 P25参照
 - 認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進について5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）
 - 教育等他の分野との連携に関する事項について記載
 - 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 P10, 26～29参照
 - 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
 - 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
 - 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてポイント制度や有償ボランティア等について記載
 - 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
 - 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

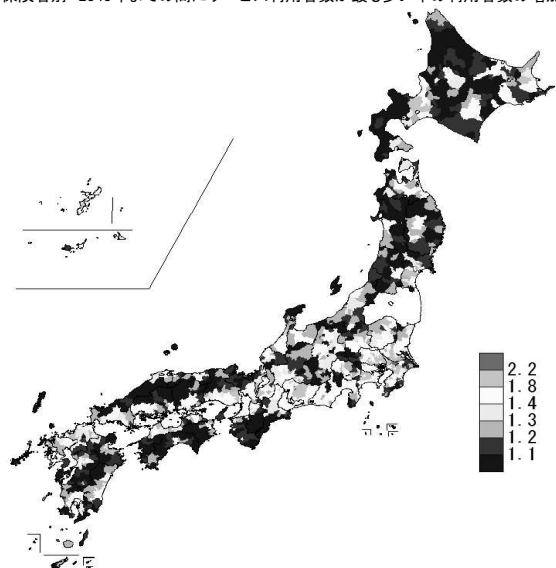
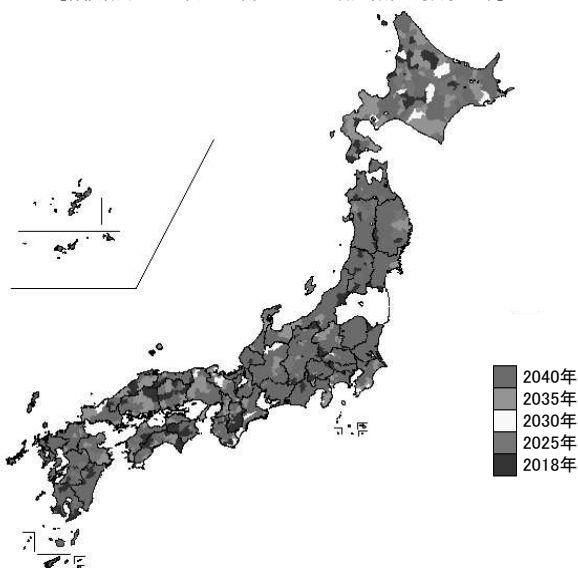
6

保険者別の介護サービス利用者数の見込み

- 各保険者（福島県内の保険者を除く）における、2040年までの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じた保険者もある一方、都市部を中心に2040年まで増え続ける保険者が多い。
- また、最も利用者数が多くなる年の利用者数の2018年の利用者数との比（増加率）をみると、ほとんど増加しない保険者がある一方、2倍超となる保険者も存在する。

【保険者別 2040年までの間にサービス利用者数が最も多い年】

【保険者別 2040年までの間にサービス利用者数が最も多い年の利用者数の増加率】

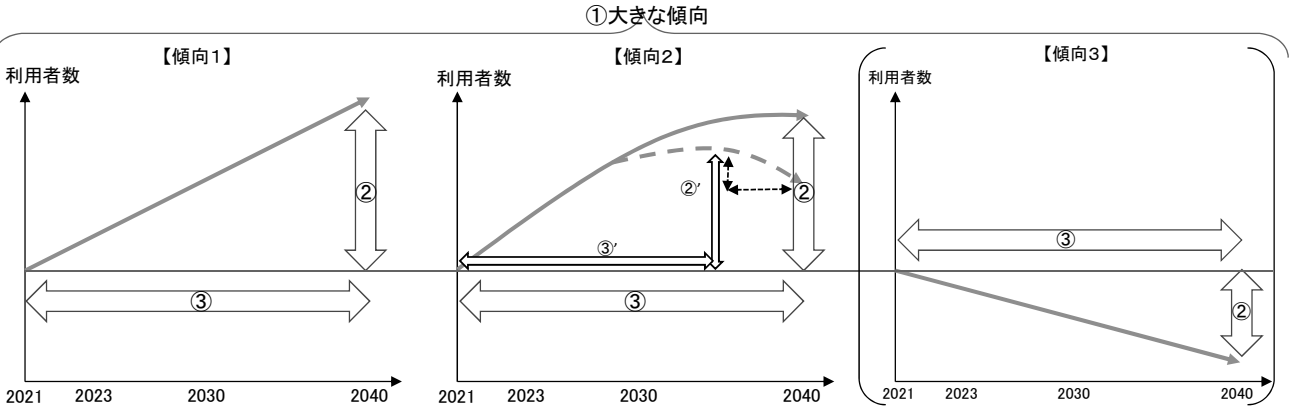


※ 2018年度介護保険事業状況報告（厚生労働省）、2017年度介護給付費等実態調査（厚生労働省）から、保険者別の年齢階級別・サービス類型別・要介護度別利用率を算出し、当該利用率に推計人口（日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）を乗じて、2025以降5年毎に2040年までの保険者別の推計利用者数を作成（推計人口が算出されていない福島県内の保険者を除く）。

2025年・2040年を見据えたサービス基盤の整備について

- 第8期計画においては、2025年、2040年のサービス需要の見込を踏まえ、施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランス良く組み合わせて整備することが重要。
- また、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備（約50万人分）、医療計画、地域医療構想との整合性を踏まえる必要がある。
- 令和2年度予算案において、次ページのとおり地域医療介護総合確保基金のメニューを拡充し、サービス基盤整備を支援することとしている。

＜参考＞2025年、2040年に向けての地域におけるサービス需要のイメージ



（※1）2025年・2040年を見据え、①サービス基盤の大きな傾向を把握し、その上で②サービス整備の絶対量、③期間（角度②/③）を勘案して第8期計画を策定することが重要。

（※2）傾向2、3のようにサービス需要が成熟化する保険者であっても、サービス需要の見込（②、②'）に合わせて過不足ないサービス基盤の整備が必要。広域型施設である介護保険施設、地域密着型サービスを組み合わせ、周辺保険者のサービスニーズを踏まえ都道府県等とも連携して広域的な整備を進めることが必要。

8

令和2年度からの地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）のメニューの充実案

介護離職ゼロのための量的拡充

介護施設等の整備にあわせて行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（新規）

介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した特養等の広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護施設等の整備（創設）を行う際にあわせて行う、定員30名以上の広域型施設の大規模修繕・耐震化について補助する。 ※令和5年度までの実施。

介護付きホームの整備促進（拡充）

高齢者向け住まいが都市部を中心に多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、「介護離職ゼロ」に向けて、介護サービス基盤として介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）も含めて、その整備促進していくことが適当であることから、特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホームも補助対象に追加する。

介護職員の宿舎施設整備（新規）

外国人を含む介護人材を確保するため、介護施設等の事業者が介護職員用の宿舎を整備する費用の一部を補助することによって、介護職員が働きやすい環境を整備する。 ※令和5年度までの実施。

介護サービスの質の向上

施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援（拡充）

介護現場の生産性向上を推進するため、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入を補助対象に追加する。 ※令和5年度までの実施。

特養併設のショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援（拡充）

居住環境の質を向上させるために行う多床室のプライバシー保護のための改修について、これまでの特別養護老人ホームに加えて、併設されるショートステイ用居室を補助対象に追加する。

介護予防拠点（通いの場等）における健康づくりと防災の意識啓発の取組支援（拡充）

市町村が地域住民の健康づくりと防災の意識啓発を連携して取り組むことができる地域の場を設置するため、介護予防拠点（通いの場等）における地域住民の健康づくりと防災の意識啓発のための取組を補助対象に追加する。

介護施設等における看取り環境の整備推進（新規）

介護施設等における看取りに対応できる環境を整備する観点から、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費について補助する。

共生型サービス事業所の整備推進（新規）

平成29年度の介護保険法等の改正により新たに位置付けられた共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について補助する。